

工事請負の入札参加者の方々へ

名古屋市上下水道局

新たな入札参加資格の導入について

当局が一般競争入札の実施を予定しております工事請負契約につきまして、新たな入札参加資格を定めることとしましたのでお知らせします。

平成24年8月入札公告から導入される新たな入札参加資格

次の①～③に掲げる者でないこと。

①契約解除があった場合

名古屋市上下水道局発注工事において、自らの責めに帰すべき事由により名古屋市上下水道局工事請負契約約款（以下「約款」という。）第42条第1項により契約を解除された者であって、契約の解除日の翌日（平成24年8月1日以降の日に限る。）から本公告の日までに4月以上経過していない者

②履行遅滞があった場合

名古屋市上下水道局発注工事において、自らの責めに帰すべき事由により工期内に工事を完成することができず、14日を超える遅延日数（約款第41条第2項に規定する遅延日数をいう。以下同じ。）を生じさせた者であって、約款第31条第5項による工事目的物の引渡しの日（平成24年8月1日以降の日に限る。）から本公告の日までに2月以上経過していない者

③現に履行遅滞状態の場合

名古屋市上下水道局発注工事において、自らの責めに帰すべき事由により工期内に工事を完成することができず、14日を超える遅延日数を生じさせた者であって、本公告の日現在約款第31条第5項による工事目的物の引渡しを行っていない者又は本公告の日に当該引渡しを行った者

- ・上記参加資格に留意し、有資格者であることを確認してから入札に参加してください。
- ・参加資格のない者の行った入札は無効となります。
- ・参加資格がないことを知りながら入札に参加する行為は不誠実な行為とみなされ、指名停止の対象にもなりますのでご注意ください。

また、次の参加資格が追加される予定ですので、あらかじめお知らせします。

平成25年6月入札公告から導入される新たな入札参加資格

次に掲げる者でないこと。

①工事成績評定

平成24年8月1日から平成25年3月31日までの間に、完成した工事目的物を名古屋市上下水道局に引き渡した施工実績がある場合には、当該工事目的物に係る工事成績の評定点の平均が65点未満である者。

ただし、配水管移設工事等（単価契約）、下水道整備工事（単価契約）、緊急下水道築造工事等（単価契約）を除きます。

<お問い合わせ先> 上下水道局経営本部経理部契約課
(052) 972-3725